

第2回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年1月19日（金）午後1時30分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 木戸 賢治

委 員

1番 鈴木 隆	3番 菊地善一郎	4番 二瓶 崇
5番 高野 進	6番 菅井 大輔	7番 齋藤 澄子
8番 山口 久人	10番 武藤 常雄	11番 小林 博行
12番 小沢 勝則	13番 小林千代松	14番 横山 敏光
15番 佐藤 光伸	16番 渡部 信夫	17番 庄司 英喜

4. 本日の総会に欠席通告した委員

2番 大津 康男 9番 木村富士男

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第1号 会務報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出
について

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 現況確認証明申請について

議案第9号 農用地利用集積計画について

議案第10号 賃借料情報の提供について

議案第11号 農作業料金基準額について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 詵 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は、何かとお忙しいところ第2回農業委員会総会にご出席をい

ただきまして、誠にご苦勞様でございます。先日第1回の総会が開催され、私が会長ということで選任をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。また、会長職務代理者の木戸委員と共に皆さんの期待に沿うよう業務に精進して参りたいと思います。

さて、元旦より能登半島の地震が発生いたしました。被災されて亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。また、日に日に被害の全容が明らかになって来ております。政府としましても甚大な被害を被っているということで、激甚災害の指定をしたところでございます。やはり1日も早く安否不明者の救出、それから復旧、復興に国を挙げて全力で取り組んでいただき、体制を固めて被災者に対し色々な対策等を講じていただきたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案8件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、2番 大津康男委員、9番 木村富士男委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第2回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、1番 鈴木隆委員、3番 菊地善一郎委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第1号 会務報告について」、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第1号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔11件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第1号及び報告第2号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、14番横山委員

○14番 横山敏光委員

14番横山です。会務報告最後のところで、12月いっぱい各会場で地域

計画に係る話し合いを行ったとなっておりますが、確認なんです話し合いする場合の集落が立ち会いを求めたり、支援を要請する場合の窓口はどちらになるのでしょうか。事務局なのか各農業委員なのか推進委員なのか教えていただきたい。というのは、私の集落で推進委員を招待したら欠席をされました。集落単独で説明会やまとめ上げをしていった経緯があるのですが、そのあたりを確認したいのが1つ、当初11月までに終わるという話だったのが、12月までずれ込んでいる状況というのはどういう状況なのか所感をお聞かせ願いたいと思います。

○事務局

まず1点目の集落の支援のやり方ですが、当然農業委員会事務局、農業委員、さらには推進委員が推進して行く、支援して行くということで各委員さんの方をお願いしているところでございます。どこが窓口かとは特に決めてはございませんが、集落で一番精通されている地元の委員ですとか、推進委員の方には支援をお願いしたいということで、これまで皆さんに協力をお願いしているところです。さらには、事務局におきましても、集落の課題等の内容ですとか、そのような所につきましては、事務局側でも集落の話し合いに参加して支援して行くということであり、7集落ございました。なかなか縦割りに支援して行くというのも難しいものですから、その時その時で集落の状況ですとか事務局体制で支援者が変わって行くという場合もございますが、集落からの要請等があれば積極的に集落に入って行くということで、委員会の中では取り決めをしてお願いをしているところでございます。

続きまして、当初の説明の中では11月末までに集落ビジョン、目標地図を集落の方で作ってくださいとお願いしたところでございます。昨年の4月以降、全体会議で概要の説明、集落に対する説明等を行って来たところでございますが、遅れている主な原因ですが、目標地図を最終的に作り上げていく場合に農業委員会で今稼働している農地台帳システムを基本に農地の管理をしており、今回、国の施策としてシステムを使

いながら、地図の色付けをする機能が加わったり、昨年３月に農家さんの意向を確認した内容をシステムの中に入れ込まなくてはならないという作業がございました。その様なシステムを向上させる機能が国から示されたのが６月以降であったり、それ以降に地図の機能がだんだん良くなって来たということで、我々も手探り状態の中で地図作成作業をしているというのが現状でございます、なかなかシンプルな形で皆様方に情報をお示しして、それをやっていただくというのがなかなか難しい状況でありましたので、このような状況になっているということでございます。以上でございます。

○議長

今、事務局長の方から答弁がございました。横山委員了解していただきましたか。

○14番 横山敏光委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第１号及び報告第２号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第１号及び報告第２号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔4件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第4号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、14番横山委員

○14番 横山敏光委員

14番横山です。登記を完了しないまま現在に至ったとなっておりますが、許可の日の平成11年からすでに20年、なぜ登記をしなかったかの理由は調査されたのでしょうか。

○事務局

平成11年に許可を得た後、なぜ登記が出来なかったのか、またしなかったのかですが、従前地と換地後の面積に差異が出て来たということがありまして、その辺りのご理解がされず、許可をもらった内容ではありますが、換地後の面積と許可を得た面積が違うということで、どうもトラブルになったようだということでもあります。そのようなことから、そのままになってしまっていたことが今、相続したご子息だったり、お孫さん方の段階で判明いたしまして、これはいかななものかということで、やはりお互いの土地を交換しあって、より農業経営をし易くするべきだろうということで、再度今の相続された方々によって申請があったということでもあります。ただ、その際に従前地等の差異があったものですか

ら、法務局へ相談をしたそうであります。本来であれば承継というのが可能なわけですが、法務局へ相談したところ、従前地の面積とも違うし、現在の換地後の面積も違うということでもありますので、再度取り消しをしてから許可を得た後に登記された方がいいとご指導いただいたと聞いております。以上であります。

○議長

横山委員よろしいでしょうか。

○14番 横山敏光委員

この案件は前回の農業委員になった時に調査した経緯がありまして、この件については、もっと私のほうが詳しいと思います。死亡した〇〇〇さんは〇〇〇のオーナーで、実は交換分合の際に外の2人から議決の書類を預かったのですが、自分が登記するからと言って、そのまま未登記のままで、その間〇〇〇さんが〇〇〇を脅していた。脅迫していた、前の会長だった〇〇〇さんはそれで〇〇〇を辞められました。その後もずっと脅迫、恐喝を継続しており、20数年手つかずになっていたのですが、12年前に私が調査した時に善意の時効でやるか悪意の時効で登記してしまうかと指導したことがありました。なぜかと言うと土地はお三方に移動しており、成立していた。そうでなければ、〇〇〇を告発して、〇〇〇を犯罪人にしてそれできれいにした方が良い。その後の脅迫、恐喝行動がなくなるということで、その時の〇〇〇の〇〇〇にはアドバイスした経緯がありました。〇〇〇の県の連合会の顧問弁護士も同じような判断でいたわけですが、その後12年間そのままになっていたということで、感慨深いものがありました。本来ならばとっくに終わっていたはずですが、なつかしかったので補足させていただきました。

○議長

参考意見ありがとうございました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申
請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転9件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、9番 木村富士男委員が調査をされてお
りますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、
報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。
No.2については、8番 山口久人委員、No.3、No.4については、13番 小林
千代松委員、No.5、No.6、No.7、No.8については、4番 二瓶崇委員、No.9
については、10番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明が
ありましたら報告を求めます。

○事務局

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

木村委員から報告書を預かっておりますので、事務局の方で代読して報告をさせていただきます。

農地法第3条所有権移転 案件No.1について補足説明いたします。去る1月8日午前10時ごろから譲受人の〇〇〇さんと私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは風邪をひいて体調不良のため、電話にて確認を行いました。現地は区画整理されている周囲が田んぼという環境の中にあり、昨年の秋までは〇〇〇さんが耕作していたとのことでした。〇〇〇さんは、昨年までアスパラ2棟、キュウリ4棟を管理しており、今年からはキュウリ6棟にしたいとのことでした。そのため、畑作の方に力を入れて田んぼの面積を減らしたいということでありました。また、〇〇〇さんは稲作は収穫作業以外はすべて行っているそうであります。今回の申請地についてもきちんと管理出来るとのことでありました。なお、〇〇〇さんの職業は農業でありますけれども家族経営で麴屋さんをしているということでもあります。そのようなことから今回の所有権移転については、何ら問題がないと判断いたしました。以上でございます。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8山口です。農地法第3条所有権移転 案件No.2について、去る1月13日午前9時ごろ譲渡人の〇〇〇氏は入院中のため欠席、譲受人の〇〇〇さんもお勤めのため、お父さんの〇〇〇氏と共に現地調査を行いました。本件は、40年前から〇〇〇氏から依頼され、お父さんが地代を払いながら耕作していましたが、〇〇〇氏も高齢で病気がちだということで、今回無償でもよいので買って欲しいとの話があり、隣接地に自作地もあることから求めることになりました。隣接地は、農地と栗林がありますが周辺には何ら支障はないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.3、No.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No.3、No.4について、補足説明いたします。まず案件No.3についてですが、去る1月7日午前10時30分ごろより、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査をいたしました。譲渡人の〇〇〇さんは遠方に出かけており、電話で聞き取り調査をいたしました。当農地は、〇〇〇の東側に位置しており、国道121号線に面した田んぼと畑に囲まれた畑になっておりました。草刈りは実施されており、〇〇〇さんが自家野菜を栽培するということでありました。〇〇〇さんは、〇〇〇業を営んでおりまして、野菜を栽培したいということであり、特に周辺の農地には支障はないと判断をいたしました。

続きまして、No.4についてですが、譲受人の〇〇〇さんと現地調査をいたしました。譲渡人の〇〇〇さんは遠方に出かけており、電話で聞き取り調査をいたしました。〇〇〇さん宅のすぐ東側に申請地があり、草刈りは行われておりました。やはり野菜を栽培するということで、その周辺には支障はないと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.5、No.6、No.7、No.8について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。農地法第3条所有権移転 案件No.5からNo.8について、関連する案件ですので纏めて説明いたします。先ほどの議案第4号で横山委員から説明があったとおりで、説明が尽きると思いますが、現地調査の結果を報告いたします。去る1月7日午前10時ごろより譲渡人でまた譲受人でもある〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査と実情調査を行いました。この4件の案件は、先程の議案第4号と同じ農地でございます。それぞれの申請地は20年以上も前に土地改良事業により配分を受けた農地でありまして、この度譲渡人、譲受人が相続人となり新たに今般の許可申請になったものでございます。案件のNo.5とNo.6、そしてNo.7、No.8は譲渡人、譲受人がそれぞれお互いに等価交換するものであり、取得する農地は土地改良事業により既に譲受人

の区画内に換地されておりまして、周辺農地への支障を及ぼすことはなく、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○武藤常雄委員

〔所有権移転のNo. 9 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番武藤です。農地法第3条所有権移転 案件No. 9 について、報告いたします。去る12月14日午後3時ころより、譲渡人の〇〇〇さんとは電話にて、〇〇〇さんとは現場にて現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、〇〇〇さんの祖父がこの集落の出身であること、また譲受人の〇〇〇さんの自宅のすぐ隣だということもありまして、本申請に伴う権利の取得については周辺の農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第5号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員

○13番小林千代松委員

13番小林です。参考までに案件No. 1 からNo. 4 までの売買価格を教えてくださいと思います。

○事務局

農地法第3条所有権移転 案件No. 1 につきましては、参考の売買価格としまして、10a当り355,027円であります。No. 2 につきましては、0円であります。荒らすよりは手放したいという内容です。高齢でもありますし、この先長く耕作もなかなか難しいということも考えつつ荒らすよりは農地を手放したいという内容だということで確認しております。No. 3 につきましては、売買価格はトータルで10,000円ということでありま。つづいて、No. 4 の案件につきましては、10a当りに直しますと375,000

円という金額が計算されます。以上であります。

○議長

今、事務局の方から答弁がございました。小林委員よろしいでしょうか。

○13番小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申
請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明

がありましたら報告を求めます。

○二瓶崇委員

〔No. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。農地法第4条 案件No. 1 について、説明いたします。去る1月11日午後3時ごろから申請人の〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇事務所の〇〇〇さん、事務局より塩川総合支所の長谷川主査、私と小林委員立ち会いのもと現地調査を行いました。理由にも書いてありますとおり、顛末書付きでございますので、建物が今現在建っております。申請地は、昭和52年に土地改良事業の換地処分により配分を受けた農地であります。また、住宅敷地内の一画への配分であったため、耕作されることはなく、屋敷の一部としてそれ以降使用されておりました。さらに、平成7年に農作業所の増築の際に農地であることは気づかずに、申請地の部分に増築してしまったようです。そして、今般遺産相続に際しまして農地であることが判明したため、本申請となったものでございます。申請地は、隣接する農地より2 m以上も高いため、コンクリートブロックで土留めをして、農業用排水施設への流入がないため周辺農地への支障を及ぼすことはない判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第6号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1について、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○二瓶崇委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。農地法第5条設定の案件No.1について、説明いたします。去る1月11日午後3時30分ごろから、設定人の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇さんは親子でございます。そして、土地家屋調査士の〇〇〇さん、小林委員と私、事務局より塩川総合支所の長谷川主査立ち会いのもと現地調査を行いました。申請地は、盛土して転圧を行い土砂の流出防止を図り、また周りは水路、道路で隔ててあり、法面を防草シートで被覆します。牛に付きました汚物等はブラシ等ではがし、水を使用しないということです。また、汚水等は敷きわらと一緒に搬出して堆肥とします。よって、周辺農地への支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第7号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第8号 現況確認証明申請について」を議題とい
たします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1、No.2について、12番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並び
に補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 小沢勝則委員

〔No.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番小沢です。現況確認証明申請案件No.1、No.2について、一緒に報

告いたします。本案件は、本来であれば1月に現況確認すべき案件でしたが、保安林の査定もあり1月に雪が降り積もり、現況確認が不能と思われたため、去る12月12日午後2時ごろから、山都総合支所の安部氏と田中推進委員、齋藤委員と私で現地確認を行いました。事務局より説明があったとおり、杉等が大木となっており畑に戻すことは不可能と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第8号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、16番渡部委員

○16番渡部信夫委員

16番渡部です。わからないのでお訪ねしたいと思います。今回の現況確認証明につきまして、このような申請は申請書はいかなる目的をもって、このような現況確認の証明の申請に至ったのか、その経過についてわかればお聞かせ願いたいと思います。

○事務局

今回は、説明にも少しありましたが、保安林を指定して治山事業を施行したいというところの内容になるかと思います。現況が山林になっているところでありますので、その登記地目の変更登記をするためであります。福島県の事業になるかと思いますが、保安林の指定のために地目変更登記をするために市へ申出があり、現況確認証明の申請に至ったという経過があります。以上であります。

○議長

渡部委員よろしいでしょうか。

○16番渡部信夫委員

経過については、了解いたしました。そうしますとその保安林関係と

ということでの現況確認ということでしたので、今回申請があったこの地番以外には保安林の関係には至っていないということで、これで全筆がその保安林関係の現況確認証明の申請については、これで終了されるのかどうかお訪ねしたいと思います。

○事務局

今回、保安林指定するエリアの中の農地というのは、今回申請のあった4筆ですべてございます。以上でございます。

○議長

渡部委員よろしいでしょうか。

○16番渡部信夫委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第9号 農用地利用集積計画について」を議題
といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.35、No.142、No.187、No.190

を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.35、No.142、No.187、No.190を除く案件についてを朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第9号のNo.35、No.142、No.187、No.190を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号のNo.35、No.142、No.187、No.190を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号のNo.35、No.142、No.187、No.190を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（京野会長）

続きまして、「議案第9号の農用地利用集積計画No.35の案件について」でございますが、本案件は私の議事参与の制限に該当いたしますので、喜多方市農業委員会会議規則第5条第2項に基づき、議長を18番 木戸賢治会長職務代理者に交代いたします。

（18番 木戸賢治委員議長席に着席）

（会長 京野貞夫委員19番席に着席）

○議長（木戸賢治職務代理者）

続きまして、「議案第9号のNo.35の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、19番 京野貞夫委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、京野貞夫委員の退席を求めます。

※（19番 京野貞夫委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.35の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第9号のNo.35の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号のNo.35の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号のNo.35の案件について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

19番 京野貞夫委員の着席を求めます。

（会長 京野貞夫委員19番席に着席）

それでは、議長を交代いたします。

（会長 京野貞夫委員議長席に着く）

○議長

続きまして、「議案第9号のNo.142の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、6番 菅井大輔委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菅井大輔委員の退席を求めます。

※（6番 菅井大輔員退席）

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局

〔No.142の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第9号のNo.142の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号のNo.142の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号のNo.142の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

6番 菅井大輔委員の着席を求めます。

（6番 菅井大輔委員着席）

○議長

続きまして、「議案第9号のNo.187、No.190の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、10番 武藤常雄委員に関する案件であ

り、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、武藤常雄委員の退席を求めます。

※（10番 武藤常雄委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局

〔No.187、No.190の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第9号のNo.187、No.190の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員

○13番小林千代松委員

13番小林です。案件No.187とNo.190の案件なんですが、借賃が12,000円となっていますが、同じ字で外の案件の上ノ原では11,400円となっていますが、この違いがわかりませんので教えていただきたいと思います。

○事務局

賃借料についてのご質問でございしますが、11,400円がこちらの上郷地区での平均であります。案件No.187とNo.190につきましては、双方貸し手と借り手の話し合いでこちらの単価になったということで伺っております。以上です。

○議長

小林委員よろしいですか。

○13番小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号のNo.187、No.190の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号のNo.187、No.190の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

10番 武藤常雄委員の着席を求めます。

（10番 武藤常雄委員着席）

○議長

続きまして、「議案第10号 賃借料情報の提供について」を議題いたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第10号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、14番横山委員

○14番横山敏光委員

14番横山です。確認になるかと思いますが、今の説明で塩川のA地区2,000円減ということなので、去年の塩川A地区の賃借料は24,000円という理解でよろしいでしょうか。

○事務局

横山委員からの質問でございましたが、少し私の方で説明が不足した点もあったと思いますが、平均額で令和5年の塩川A地区は17,600円で行っていました。そのところが、平均額で15,000円ということで、申し訳ありません2,000円とご案内したかもしれませんが、2,600円の減という形になります。ちなみに最高額につきましては、令和5年は最高額は24,000円、それが22,000円ということで2,000円の減で行っていました。最低額は令和5年は11,340円というところが8,700円ということで2,640円下がったということでもあります。先ほど私が2,000円と説明してしまいましたけれども、最高額の2,000円減でありまして、基本的には平均額で通常は利用権設定等されておりますので、平均額で説明いたしますと昨年は塩川A地区は17,600円、今回令和6年の賃借料の計算のため取り纏めた分が15,000円ですので、マイナス2,600円で行います。そのような内容になっております。以上であります。

○議長

横山委員よろしいですか。

○14番横山敏光委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第11号 農作業料金基準額について」を議題いたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第11号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、16番渡部委員

○16番渡部信夫委員

16番渡部です。この作業料金表ですけれども、私も毎年この表は目にしているわけですが、結局この様な形で議案として示されてもどこを見て判断するかと言うと、今の説明にもあったとおり昨年に比べてどの程度単価が変わったのかということをやはり私もそうですし、各農家の方もそういった形で見られるのではないかと思います。ですので、やはり比較対象がほしいなと思いますので、これは要望になるかもしれませんが、ぜひそのような比較出来る資料の添付を今後検討いただければと思います。以上です。

○事務局

渡部委員からのご質問でございますが、まず農業者に提供する場合については、皆さん手元に令和5年のものを持っているので、令和6年ということで個々に比較していただくことを前提で考えていたところで

あります。今後につきましては、比較を出して行くかどうかというところも含めまして、農政委員会の専門委員会の方で検討していただくようにしたいと思います。なお、この作業料金を決定する中では令和5年のものと当該令和6年のものを比較した表で説明をしてございますので、そのような内容で審議を経て、この内容で妥当だろうというようなところでの金額の算定になっております。今回配布する形で出来ている表ですが、基準表案の中で令和6年はこうです、令和5年はこれで比較すると、例えば一般作業賃金は336円増です、耕耘作業のロータリーは令和5年は5,700円で200円アップで、プラウ耕は300円アップ、代掻きは昨年は6,800円、令和6年は7,100円で300円上がりますという内容で説明はしているところであります。なお、農家に対する提供については専門委員会の方で検討、協議いただくようにしたいと思います。以上でございます。

○議長

渡部委員よろしいですか。

○16番渡部信夫委員

ご説明の内容は重々理解できますので、農政委員会の中での議論の経過が、ここでひとつひとつ審議するわけでもありませんけども、例えばその中で特筆すべき部分があり、今のような燃料費のパーセントでこうなったので、この中でも燃料使用するものの料金とそうでない料金と混在しているわけですから、燃料の影響を受けているのはこの程度上がるよねということで、我々も納得するんですけども、例えば苗運搬とか、そのような労賃の関わるものについては、そんなに値上げはないのかと思ったりするんですが、その議論の経過がわからないので結果的に結局お示しされたこの議案について、いいですかと言われても何とも判断のしようがないので、その辺の情報をお繋ぎしていただければ有難いなと思いますので、ぜひ今後の課題としてご検討いただければと思いますので、申し上げました。以上です。

○議長

参考意見ありがとうございました。ぜひ来年度に向けて、そのような答弁をしていただくようお願いをして行きたいと思います。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第2回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 15：37